

高齢犯罪者に対する更生援助プログラムに関する研究

－更生保護施設での実践を通して－

生島 浩 芳賀まゆき 北部大輔
(福島大学大学院人間発達文化研究科)

<要 旨>

近年、高齢者人口は20年間で約2倍に増加しているのに対し、65歳以上の高齢犯罪者は、約5倍に増加しているという現状がある。本研究では、更生保護施設に入所している高齢犯罪者を対象とし、第1に、処遇の現状と課題に関して施設職員へのアンケート調査を行い、第2に、ナラティブ・アプローチに基づいたカウンセリングによる心理的支援を実践した。その結果、アンケート調査からは、不安や死への思い、孤独感など特有の問題を抱えており、心理的支援を行っていく必要性が明らかになった。実践研究からは、ナラティブ・アプローチに基づき、対話を通して聞き手と話し手が共働しながら、物語を紡いでいくことにより、犯罪という過去を自ら認め、自分の物語として話せたことは重要な意味をなしたと認められた。誰かと一緒に作りあげたという経験も、生きる意味につながるものであり、犯罪者として語る人生ではなく、普通の人間としての人生・家族を自らが語ることで、犯罪を抑止するためのファクターを見つけられる可能性があることを十分に感得することができた。

<キーワード> 高齢犯罪者 更生援助 更生保護施設 ナラティブ・アプローチ

【はじめに】

犯罪白書(2009)によると、高齢者と定義される65歳以上の人口は、この20年間で約2倍に増加しているのに対し、高齢者犯罪は約5倍に達している。これは、単なる高齢者の人口の増加に伴った高齢犯罪者の増加ではなく、社会的に高齢犯罪者が人口の増加の勢いを大きく上回って増加していることを表している。

一般刑法犯検挙人員における罪名についてみると、どの年齢層においても、総検挙人員中、窃盗の占める比率が最も高い。高齢者については、窃盗が65.0%(約9割が万引き)になっており、次いで横領(約9割が放置自転車乗り逃げ等の遺失物等横領)が22.0%、暴行が3.7%、傷害が2.3%と続いている。

法務総合研究所研究部報告(2007)によると、高齢新受刑者においては、64歳以下の新受刑者と比較して再入者の割合が高く、累犯者の割合も高いことが指摘されている。入所度数が増加するにつれて、再犯期間の短い者の割合が高くなり、20度以上のものの半数以上が3か月未満で再犯をしている。これらのことから、65歳以上になって初めて刑務所に入所し、再犯を繰り返す者が決して少なくないことが分かる。

また、高齢新受刑者では、64歳以下の新受刑者と比較して、「無職」の割合が高く、配偶関係については「離別」の割合が高い。出所後の帰住先に関しては、64歳以下の出所受刑者では、「父・母」のもとへの帰住が最も多いが、

高齢出所受刑者は、「その他」への帰住が最多である。さらに、5年以内の再入所率に関して、仮釈放者は、65歳以上と64歳以下を比較してもほぼ同じ割合であるが、満期釈放者は、65歳以上の割合が高くなっている。これは、仮釈放をするための身元引受人がいる者はいいが、満期釈放となり、刑務所から出られたとしても、どこへも行くところもなく、「生きる」ために、また犯罪を行い服役するという悪循環に陥ってしまっている悲しい現実があるといえる。

一方、国の更生援助システムにおいては、頼るべき親族がいなかったり、生活環境に問題を抱えていたりする犯罪者に対して、宿泊場所と食事を提供し、職業補導や生活指導を行うものとして更生保護施設がある。これは、更生保護法人によって設置されている民間の施設であり、仮釈放期間中又は、身柄の拘束を解かれてから原則として6か月宿泊させ、宿泊場所や食事を提供し、職業指導や社会適応のために必要な生活指導等を行っている。2010年10月現在、全国に104か所設置されており、生活指導や就労指導だけでなく、SSTやアルコール・薬物教育、コラージュ療法、カウンセリング等を地域の民間協力者らと連携しながら実施している。

更生保護施設の施設長を引受人として、仮釈放することもできるため、重要な施設であり、刑務所から仮釈放となる5人に1人が更生保護施設に入所している現状がある。特に高齢犯罪者は、出所後の帰住先として家族のもとに帰ることができる者は限られ、更生保護施設に入所する者が多く、65～69歳では35.0%、70～74歳では27.5%とその割合が高くなっている。

高齢犯罪者に対して、国の取り組みとして、まず、地域生活定着支援センターが挙げられる。

2009年度、厚生労働省を中心とし、刑務所等出所者のうち、出所後ただちに福祉サービスなどにつなげるための準備を保護観察所と協働して進めるため、各都道府県に地域生活支援センターが設置されることになった。内容としては、コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力）、フォローアップ業務（あっせんした施設等へのアフターケア）、相談支援業務（刑務所を退所した人に係る福祉的な助言等）である。2010年10月現在、全国に33か所設置されており、今後、全国に配置され、その機能強化が期待されている。

次に、特別調整が挙げられる。特別調整は、高齢（おおむね65歳以上）、または身体障害、知的障害もしくは精神障害があると認められること、釈放後の住居がないことおよび、高齢や障害により、福祉的な援助を受けることが必要であると認められること等の条件を満たす者とする。これらの対象者に対して、刑務所では、社会福祉士を活用し、出所後円滑に、福祉サービスへとつなげる。また、保護観察所においては、特別調整担当官が新たに設置され、福祉につなぎ地域生活に移行するための生活環境の調整の充実が図られることになった。そして、本研究の対象となる更生保護施設では、全国104か所の施設のうち、57か所に福祉スタッフが配置された（2010年10月現在）。出所後、ただちには帰住予定地に居住することができないものを、一時的に（原則として3か月）受け入れ、調整を行っている。このように、帰住先のない高齢犯罪者にとって、更生保護施設は、「更生の命綱」ともいえる重要な施設であるといえる（生島、2011）。

【研究目的と方法】

更生保護施設に入所している高齢犯罪者の実態や処遇内容等について、従来の職業補導や生活指導に加えて福祉的、さらには心理的支援にも着目して、明らかにすることを目的とする。特に、家族の支援を失った高齢犯罪者に対して、ナラティブ・アプローチに基づくカウンセリングを試行し、再犯をすることなく社会復帰するための更生援助プログラムについて考察することを目的とする。

本研究では、2010年7月末から同年8月末にかけて全国の更生保護施設全国101か所（青少年専門の3施設を除く）に対して、アンケート調査を行った。質問内容は、この1年間に在所した65歳以上の高齢犯罪対象者について、成功例（福祉との連携がとれた、家族との連絡がとれて円満退会した等）と失敗例（無断で出て行った、自立困難であった、再犯した等）を各1例選定し、その処遇担当者が回答するものである。法務省保護局の協力を得たこともあって回収数は79、回収率は78.2%であった。成功例として61事例、失敗例として33事例が収集でき、それらを分析対象とした。

また、更生保護施設に入所している高齢犯罪者2名を対象とし、週1回1時間程度の面接を実施し、ICレコーダーで記録して質的分析を行った。発表を含めて本人及び施設長の研究に関して了承を得るとともに、犯罪心理臨床を専攻する指導教員のスーパーバイズのもとで大学院生が実施した。

【研究目的と方法】

（1）アンケート調査

回答者の内訳は、福祉職員31名、補導主任

（補導員含）22名、施設長5名、理事1名、無回答2名、平均年齢は56.4歳であった。

収集事例全体の平均年齢は69.3歳であり、最高年齢は83歳であった。男性が9割、女性が1割であり、成功例・失敗例に性別の差異は認められなかった。

罪名別では、窃盗が6割を占めていたが、失敗例と成功例を比べると、殺人や強盗など重大犯罪が成功例に目立った。長期間の矯正教育の効果であろうか。しかし、失敗例をみると、受刑成績の良いはずの仮釈放者（3号観察45.5%）が満期釈放者（刑執行終了27.3%）よりも多かった（図1）。

学歴別では、中卒が成功例55.7%、失敗例36.2%、高卒が成功例13.1%、失敗例24.2%と学歴が高い者に失敗例が多く認められた（図2）。高齢犯罪者にとって、必ずしも学歴が犯罪からの社会適応にプラスに働いていないということであり、興味深い結果である。

犯行時の婚姻状況は、全体として離婚や死別による離別が53.2%と多かったが、失敗例では未婚が30.3%と目立ち、処遇担当者が家族状況を聞き出すことができなかったのか、不明が12.1%もあった（図3）。

犯行時の職業は、全体で9割が無職であり、不定住（ホームレス）の者が、成功例では31.1%だが、失敗例は42.4%と高くなっており、更生保護施設での集団生活に適応できずに、元の生活状況に戻ってしまう場合も少なくない実態が再確認された（図4）。

犯罪（検挙）回数は、全体の平均で4.6回であり、失敗例に累犯者が多いのは当然としても、6回以上の者が成功例の23.0%を占めるなど決して少なくないことが注目される（図5）。

犯罪型で分類すると、全体では、1) 65歳以上の高齢になって初めて犯罪を行った〈高齢型〉47.9%、若年からずっと犯罪を継続的に行っている〈若年型〉21.3%、中年となって初めて犯罪を行った〈中年型〉9.6%、若年時に犯罪を行ったがしばらくは落ち着いていたのに高齢になって再犯のあった〈再発型〉8.5%、不明12.8%となっている。〈再発型〉が成功例6.6%に対して失敗例12.1%と適応の不良さが明らかとなった(図6)。

本調査では、自由記述により、「生活支援に加えて、福祉的、心理的援助を中心に記述してください」、「成功した(失敗した)ポイントと考える点を書いてください」と回答を求めた。就労による安定した生活環境の設定は、年齢的にも、さらには障害もあれば困難であるが、それらは福祉的援助でカバーできるとしたものが多数を占めた。それに加えて、親族との何らかの交流が再開し、部分的にも受け入れられたことが成功例に、反対に、家族から拒絶され孤立感を深めたことが失敗例につながったとの内容が目立った。

(2) 継続的面接による心理的支援

本稿では、2つの実践例のうち、与えられた字数の制限から1例のみ紹介する。

事例(再発型)Aの概要:65歳男性、単純執行猶予確定後、更生保護施設入所、委託期間は6か月である。60歳になって、飲酒運転の罰金40万円が払えず80日間の労役場執行。その後、年金が入ると、ビジネスホテル住まいをしながら競馬をし、金がなくなるとホームレスを続けていた。詐欺(無断飲食)で懲役1年、執行猶予3年となり、交流のある家族もなく、今回の更生保護施設入所となった。

生育歴は、生後まもなく実父死亡、小学校入学前に実母は再婚し、継父と養子縁組みする。高校卒業後は、大学受験に失敗し、靴屋で約7年働く、その後、測量会社などを転々としながらも58歳で退職。継父・実母の家屋を本人名義にして売却するも、その金を使い果たし、駅周辺でホームレス生活をするようになった。

実母の再婚によって、継父、実母との間の同胞はいるが交流はない。実母の葬儀には呼ばれず、入院しているはずの病院を訪れて死を知ったようである。50歳頃、脳梗塞で3か月入院。現在は、高血圧と脳梗塞予防のため服薬中である。着脱や歩行に時間がかかり、言葉もなかなか出てこない。途中、無断退所の時期もあったことから、計8回の面接を実施した。

母親への思いの変容

Aさん「」、面接者〈〉で表示
#1・#2 普通の家族

「家族は普通」

#6 違う母親

〈どんなお母さんでしたか〉

「テレビでみるいわゆる母親みたいなのは違うかも・・・」

#7 母親へのお詫び

病院に行ったら母親が亡くなっていたことを知らされたという事実を語った。

「それは後悔っていうかずいぶん、まあある意味でいえば悩んだね。その最後を看取れなかったっていうのもあるし、あと最後にそうゆうことであれしちゃったっていう自分の不始末みたいな感じがあったから・・・」

「いやあのう、お墓には行ってきたけど」

「場所はわかってたから。だから今度〇〇日に退所する予定だから、その前には1度行っておきたいなって思ってたんだ。お墓自体にね」
〈そこではなんて言うんですか?こうやって(手と手を合わせて)〉

「いやあなんていうのか、いやあ、だから自分のしでかしたっていうかなあ、行動に対してお詫びして・・・」

#8 見守る母親像

母親のお墓参りに行ったときのことについて話をした。

「こうやって手を合わせたときに、なんていったんですかね」

「まあ・・・いろんな経緯があって、この土地離れるようになったからってということだけかな。そんなことくらいしか話すことないからね。返事はしてくれないから」

「うんうん。返事するとしたら、なんて言っていると思いますか、お母さん」

「歳ばかりとったけど、相変わらず、あんまり変わらないねっていつてるかもわかんないし」

「まあ大体言うことは、今度新しい土地行ったら、その周りの人なんかと、仲良くっていうかね、いざこざなんか起こさないようにしなさいよ、なんていうぐらいじゃないの」

Aさんの物語の中で、母親の存在は非常に大きいものであった。「普通」と語る家族の中で、母親だけが、唯一「違う」と強調していた。実際にも、亡き母親だけが肉親であり、家族と思える唯一の存在であったと思われる。自分の行ってきた犯罪を、その唯一の家族である母親に対して、お詫びすると話していた。現実には存在しておらず、亡くなっている相手であっても、Aさんの中では重要な人物である。そして、母親に「お詫び」をする、つまり犯罪者として反省をしていくストーリーではなく、これからの人生を「見守ってほしい」という、母親の見守りと共に今後の人生を生きていくストーリーに自ら書き直そうとしていたと思われる。(芳賀・生島、2011)

【考察】

高齢犯罪者の典型として、若い頃抱えていた犯罪性のリスクが、家族や就労などの犯罪抑止ファクターで抑えられてきたが、高齢になったことで、そのファクターが機能しなくなり、再犯を繰り返すというものが指摘できる。このため、新しく犯罪抑止のためのファクターを再構築することが重要となる。また、高齢者だからこそ抱く不安や死、家族への思いに関して課題が多く、「生きていても仕方がない」という自棄的心情に介入するプログラムが立ち直りに不可欠であることが分かった。

有効なプログラムを展開する前提として、服

役者は刑務所等専門機関作成の諸資料があるが、執行猶予などそれ以外のケースは、複雑な生育歴や家庭環境が把握できない。そこで、成人犯罪についても、少年事件の家庭裁判所調査官によるものと同様の判決前調査の必要性を痛感する。その上で、これまでの人生を語り、内省し、家族のことまでも言及するようになる面接は有用であり、提示した事例では、ナラティブ・アプローチによるカウンセリングによって、母親の墓参りという行動に結実した。具体的な家族関係の調整でなくとも、心理的な家族との関係再生は、「これ以上家族に恥ずかしい姿は見せられない」「立ち直って親族の墓に入れるようになりたい」という目標設定に大きく寄与することが期待できると考えられる。また、高齢特有の頑固さについても、自己の性格を変化させることも含めて、現実的には困難であるかもしれないが、会話のなかにおいて、自己の意味づけを変えることは可能であろう。

これまで、高齢犯罪者は、刑務所や警察など様々なところで、人生や犯罪については話す機会は数多くあった。具体的には、犯罪に結びついたであろう生育歴について、犯罪内容は何か、どうしてしたのかなど、一方的な質問により事実のみを語ることが大半であったと推量される。しかし、対話を通して聞き手と話し手が共働しながら、物語を紡いでいくことにより、犯罪という過去を自ら認め、自分の物語として話せたことは、本人にとって重要な意味をなしたと考える。ポイントは、犯罪者として語る人生ではなく、普通の人間としての人生・家族を自らが語ることであり、犯罪を抑止するためのファクターを見つけられる可能性があることを十分に感得することができた。

しかし、更生施設の中で犯罪者ではない人生を語りなおすことはできたとしても、社会に出れば犯罪者として認識され「社会的排除」に直面する。ナラティブ・アプローチにより病気の経験を語ることに、犯罪を語ることは、社会にとっては大きな違いがあると思われる（Judith Wagner, 2007）。社会の中では、他の人には、犯罪のあった過去を安易に語ることはできない現実がある。語り直されたストーリーをどのように社会の中で保持していくのかは大きな課題であり、まさに更生保護の機能が重要になってくるのである。高齢犯罪者の“生を支える”働きかけこそが、更生援助プログラムの根幹であることを強調したい。

文献

芳賀まゆき・生島浩（2011）：「高齢犯罪者へのナラティブ・アプローチの可能性－犯罪抑止となる家族の語りの変容に焦点を当てて」、『家族療法研究』、28(1)、64

法務省法務総合研究所（2007）：法務総合研究所研究部報告・高齢犯罪者の実態と意識とに関する研究－高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析－

法務省法務総合研究所（2009）：平成 21 年度犯罪白書

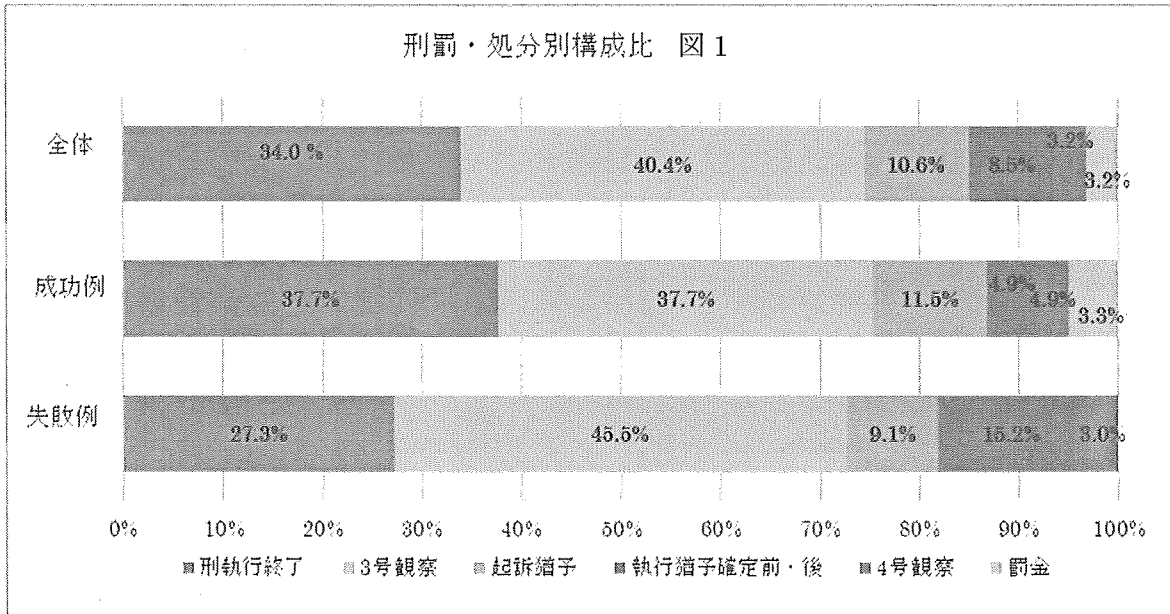
Judith Wagner(2007)：「Dialogues : A Means to Answerability and Dialogue in a Prison Setting 」 、 Harlen Anderson&Diane Gehart(eds.)、『Collaborative Therapy』、Routledge.NY.、 203-219

生島浩（2011）：「更生保護と社会福祉との連携の意義と課題－犯罪者の地域生活支援を担う－」、『犯罪と非行』、No.167、26-40

謝辞

業務多忙のなか、煩瑣なアンケート調査にご回答いただきました全国の更生保護施設のスタッフの皆様、本研究にご理解いただいた入所者の皆様、ご協力いただきました法務省保護局に対して、心より感謝申し上げます。

刑罰・処分別構成比 図1



学歴別構成比 図2

